



# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



### 第299号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

## 五輪休戦

猛暑日が続く『熱中症警戒アラート』が発令中で、県内でも熱中症で亡くなる人が相次いでいます。報道各社の気象予報士は「エアコンはためらわずに水分はこまめに取って」と対策を繰り返し促していました。日向灘を震源とする震度6弱を観測した地震を受け、南海トラフ地震“臨時情報”が初めて出されました。お盆を鹿児島で過ごす人たちが中央駅や空港では再会を喜ぶ一方で、地震を警戒し予定したレジャーを控えるという声も多く聞かれました。大地震が身近にあると感じた、炎暑の日々となりました。

岸田文雄首相が9月の自民党総裁選への不出馬を、突如表明しました。裏金事件の呪縛を解くことができずに、事態打開へ唯一残されたカードは、自身の総裁選不出馬でした。岸田首相が不出馬表明したのを受けポスト岸田候補の総裁選への準備が加速することになり、小林鷹之氏、石破茂氏、河野太郎氏、小泉進次郎氏など、出馬を表明しました。立憲民主党代表選も9月には投開票があり、泉健太氏、枝野幸男氏、野田佳彦氏、3氏の出馬が取り沙汰されています。二つの党首選は次期衆院選に向けた選挙の顔を懸けた戦いといわれています。

『広く開かれた大会』をスローガンに100年ぶり3度目の“パリ五輪”は、フランスの魅力を詰め込んだ大会となりました。各国の選手団がセヌ川を船に乗って登場して始まり、8月11日盛会裡に17日間の幕を閉じました。日本選手団は金20個、メダルは合わせて45個となり、金メダルの数、メダル総数ともに海外で行われたオリンピックで、過去最多となりました。“五輪休戦”の掛け声もむなしく戦時下の大会でもあったのですが、エッフェル塔やコンコルド広場など各所に設けられた競技会場は連日大盛況で、熱狂に包まれたパリ五輪は、スポーツ本来の醍醐味を改めて印象付けました。

日本経済の先行きに対する楽観ムードに冷水を浴びせた、記録に残る急激な株の乱高下となりました。8月5日日経平均株価は4,400円超下がり、1987年10月の大暴落“ブラックマンデー”時をしのぐ、過去最大の下げ幅を記録しました。アジアや欧米の株式市場も急落し、世界同時株安となりました。翌日には一転して日経平均株価は急反

## 目次

ごあいさつ “五輪休戦”	…1P
税務カレンダー	…2P
2024年9月・10月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化”	…4・5P
令和6年10月1日より社会保険の適用範囲が拡大します	…6P・7P
税務署をかたる不審メールにご注意ください	…7P
随想 “『五穀豊穡』上川路 美恵野”	…8P

発して、過去最大の3,217円の上げ幅を記録しました。市場を覆う疑心暗鬼は晴れることはなくて荒い値動きが続いていて、投資ブームに水を差すことになりました。

11月の米大統領選に向けて、民主党はハリス副大統領が、共和党のトランプ前大統領と対決する構図が決まりました。民主党のバイデン大統領から22歳年下のハリス副大統領への候補者差し替えにより、投票日まで3ヶ月という異例の短期決戦となりました。女性初の大統領を目指したクリントン元国務長官は「ついにガラスの天井を破る寸前に来た」とハリス氏への支持を呼びかけ支持者には高揚感が広がっています。トランプ氏の最大のリスクは、個人攻撃を繰り返すトランプ節にあるといわれます。「ハリス氏はずっとインド系だったのに、突然黒人になった」と発言して、トランプ陣営からも批判されました。一方で米国では雇用情勢の悪化から景気後退への懸念が高まっていて、実業家出身のトランプ氏に追い風になるのではと、共和党支持者の期待が高まっています。

今夏の全国高校野球選手権大会も、神村学園の2年連続ベスト4進出の大活躍で、感動した大会になりました。数多くの名選手を輩出して、伝説のドラマを演じた高校野球の聖地阪神球場が開場して100年、猛暑が年々増す中で、選手の健康と大会の存続をどう両立させるかが、大きな課題となっています。  
(令和6年9月吉日)



## 2024年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5

### 〈7月決算会社申告書提出〉

9月30日まで

- 7月決算法人の確定申告
- 1月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告  
10月決算法人 第3四半期分  
1月決算法人 第2四半期分  
4月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



9月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

## 2024年10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	24	25
26	27	29	30	31	11/1	11/2

### 〈8月決算会社申告書提出〉

10月31日まで

- 8月決算法人の確定申告
- 2月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告  
11月決算法人 第3四半期分  
2月決算法人 第2四半期分  
5月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



10月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付



10月15日まで

- 特別農業所得者への  
予定納税基準額等の通知

10月中において各都道府県・  
市町村の条例で定める日

個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付

## 2024年9月の経理・税務チェックリスト



### 中間決算の検討

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

### 資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

### 社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

### 中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

### 社会保険適用範囲の拡大への対応

□ 令和6年10月1日より、従業員数が「51~100人」の企業等で働くパート・アルバイトの方が、新たに社会保険の適用となります。該当する事業所は、対象者への周知や届出の準備等が済んでいるかご確認ください。

**※詳細は6・7ページの「令和6年10月1日より社会保険の適用範囲が拡大します」をご覧ください！**

## 2024年10月の経理・税務チェックリスト

### 3月決算法人の中間申告の準備

□ 3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行います。

### 最低賃金額の変更

□ 今月より、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。10月からの鹿児島県の地域別最低賃金は953円になる予定です。(特定最低賃金は除きます)。

### 社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

### 税務調査への対応

□ 税務当局は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化するため、10月は1年の中でも調査が多い時期になります。いつ税務調査を受けても対応ができるように、資料などをきちんと準備しておきましょう。

# 会計・税務のQ&A!



## テーマ『障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化』

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。令和6年4月に法定雇用率が引き上げられ、**従業員40人以上の企業**は対応が必要となりました。今回は、障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化についてみていきたいと思います。

厚生労働省 HP参照

### 障害者法定雇用率引き上げ

「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行令等の改正により、4月から障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和6年4月からは2.5%、令和8年4月からは2.7%となります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	2.7%
対象事業主の範囲 従業員数	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		37.5人以上

#### 【従業員数の数え方】

事業所(支店等)が複数ある場合でも、事業主(企業)全体で集計を行いません。

1年を超えて雇用されているか、または1年を超えて雇用される見込みがある「常用労働者」が対象となり、週の所定労働時間によって数え方が異なります。

週の所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
従業員数	1	0.5

### 障害者の算定方法変更

#### ● 令和6年4月以降、一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

#### 雇用率制度における算定方法

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5



※当分の間、0.5ではなく1とカウントする措置あり

## 障害者の雇用義務数の計算

法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数)＝

$$(常用労働者数 + 短時間労働者数 \times 0.5) \times \text{障害者雇用率}(2.5\%)$$

(例)

8時間勤務の正社員が100人で 週20時間以上30時間未満勤務のパート従業員が20人いる場合  
 $(100 + 20 \times 0.5) \times 2.5\% = 2.75$

小数点以下の端数は切り捨てとなるので、この場合雇うべき障害者の数は2人となります。

## 除外率が引き下げられます

**除外率制度**とは、障害者の就業が一般的に困難と認められる業種について適用される制度です。雇用労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数が控除され、障がい者の雇用義務が軽減されます。

令和7年4月以降、除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

## 障害者雇用のための事業主支援

### ◆ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設

支給対象	支給額	
認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が障害者の雇入れのための措置を行った場合	60万円（80万円）※3	※1 本助成金の支給業務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行います。 ※2 事業実施責任者及び事業実施者の障害者の一連の雇用管理の経験として、裏面の④～⑥の項目について、原則として、身体障害、知的障害、精神障害の全ての種別の者を対象にした実務の経験が必要です。 ※3（ ）内は、認定事業者が中小企業事業主又は除外率設定業種事業主に相談援助を行った場合の支給額。
認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が対象障害者を雇入れ、6か月以上その雇用が継続した場合	1人当たり 7.5万円（10万円）※3 注：4人までが上限	

### ◆ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充

詳細は厚生労働省ホームページにてご確認ください

# 令和6年10月1日より社会保険の適用範囲が拡大します

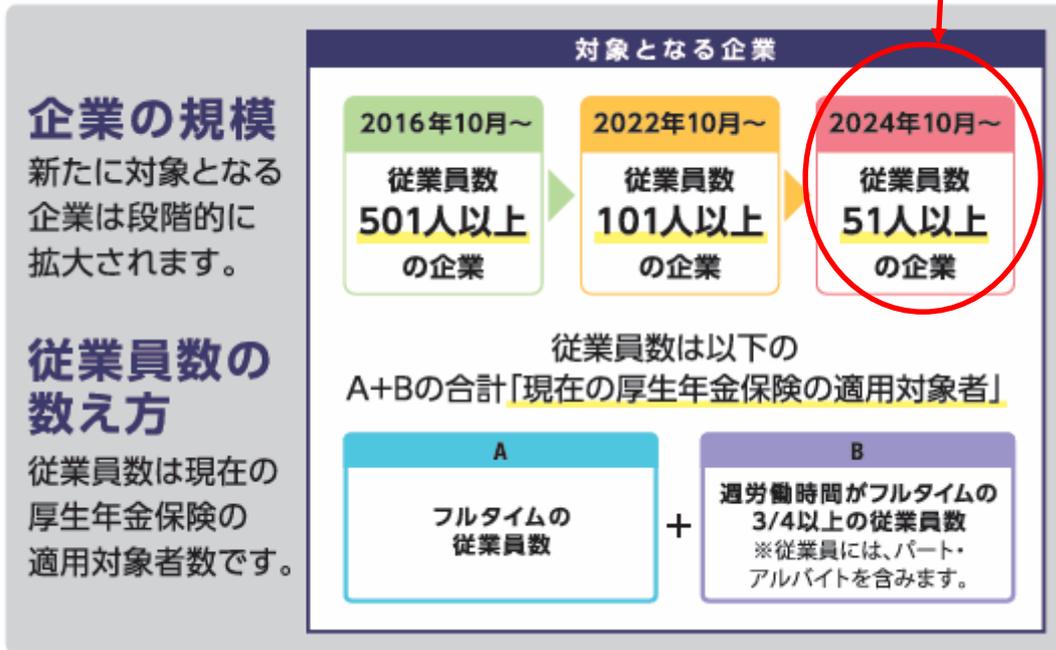
令和6年10月1日より、従業員数が「51～100人」の企業等で働くパート・アルバイトの方が、新たに社会保険の適用となります。

## 【新たな適用範囲】

厚生労働省HP「社会保険適用拡大特設サイト」参照

### 新たな適用範囲

#### 適用企業



- ・従業員には、上記要件を満たす正社員や有期職員等だけでなく、パート・アルバイトも含まれます。
- ・原則として、従業員数の基準を常時上回る場合（※）には、適用対象になります。  
※厚生年金保険の被保険者の総数が12ヶ月のうち6ヶ月以上基準を超えることが見込まれる場合を指します。
- ・法人は、法人番号が同一の全事業所の従業員数を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

#### 対象者

新たな加入対象者は、パート・アルバイトのうち、以下の全てにチェックが入った方です。

#### 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

- (※週所定労働時間が40時間の企業の場合)  
契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。  
※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くで見込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。

#### 所定内賃金が月額8.8万円以上

- 基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。
- 含まれない例
- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
  - 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
  - 最低賃金に算入しないことが定められた賃金(精進手当、通勤手当及び家族手当)

#### 2ヶ月を超える雇用の見込みがある



#### 学生ではない

- ※休学中や夜間学生は加入対象です。

新たに加わったパート・アルバイトの方に、法律改正の内容が確実に伝わるよう、説明会や個人面談等で周知するよう努めましょう!

## 【周知のポイント】

- 社会保険の新たな加入対象者であることを伝える
- 社会保険の加入メリットを伝える
- 今後の労働時間などについて話し合う



←厚生労働省の「社会保険拡大特設サイト」に、説明実施において活用可能なチラシ等が準備されていますのでご活用ください。

## 【届出の提出】

加入対象となる短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

従業員数51～100人の企業の場合、令和6年9月上旬までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となる事を知らせる通知書類が届きますので確認をしておきましょう。



「被保険者資格取得届」の届出に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shutoku.html>



～ 詳細は厚生労働省HP「社会保険適用拡大特設サイト」にてご確認下さい ～

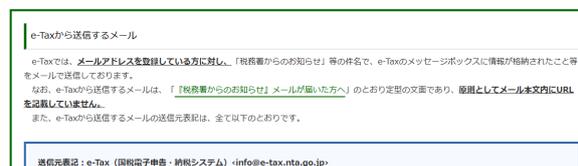
**注意**

## 税務署をかたる不審メールにご注意!!

国税庁・税務署の名称や国税庁・税務署と類似した名称を使用した団体から、氏名・生年月日・暗証番号等を入力して返信するよう要求する内容のメールが届く事例が発生しています。

【国税庁HP「税務署からのお知らせ」等のメールが届いた方へ】にて実際の案内メールの件名を公開していますので、これ以外の件名の場合は開封したり、リンクへ移行したりしないようご注意ください。

(2) e-Taxから送信するメールと不審なメールの違い



(3) 不審なメールの具体例



国税庁HP「税務署からのお知らせ」等のメールが届いた方へ」サイトより



「自転車並み」の速度と言われた速走台風に翻弄されて八月が終わりました。影響した期間も長く、風も強かったので被害を受けた方々も多いのではないのでしょうか。お見舞い申し上げます。

さて、九月です。まだ暑いですが、終業時にふと感じる落日の早さ、高速道路で溝辺空港から横川のあたりを走る際にみかける動物のしっぽのようなススキの穂など、確実に秋のしるしをみることができます。

暦年でみると終わりが近づいていますし、事業年度でも前期のまとめの時期です。計画・予算と照らし合わせて軌道修正をしていきましょう。

最近、「米不足」が話題になりました。

前回、お米が不足して大騒ぎになったのは、鹿児島県民にとっては忘れ難き8.6水害の年でした。あの年は大雨・台風が多かったせいも記録的な冷夏で、お米の収穫が良くなかったと記憶しています。

一方今年の米不足の大きな原因のひとつが「猛暑」と聞いて、前の原因とは逆の理由であることに驚きを覚えました。

実際の量の不足に加えて消費者の買い溜めという行為が、米不足に拍車をかけている点もあるので、即食糧危機というわけではないのですが、現在および未来の食糧事情について、また「異常」であることが「常態」になってしまった気候、そして環境問題について真剣に考えるひとつのきっかけとなりました。

課題を抱えているのはお米だけではなく、農産物の不足の原因は異常気象だけではなくありません。

小麦不足は、ウクライナ戦争などの世界情勢悪化の影響も大きく、カカオ不足は、干ばつだけでなく病害虫の影響や国の財政状態の悪化も影響しているといえます。

報道によると、カカオ生産地である西アフリカ諸国ではカカオ農家の後継者不足も深刻化しているということで、後継者不足に悩むのは日本だけではないのだと知りました。

仕事で地方を回ると、数年前まで畑や田んぼなどだった土地が草ぼうぼうになり、太陽光パネルがならんでいるのを見ることが増えました。

私自身、農作業に携わったことがなく、その大変さを知らずに言うのも恥ずかしいところではありますが、折角の農地がもったいないな、このままで日本の食糧事情は大丈夫かなと不安を覚える光景です。

遅ればせながら様々なことを学びつつ、より良い解決策はないものか考えています。まずは、「当たり前前の食卓」が必ずしも当たり前前ではないということに感謝して「いただきます」と手を合わせたい、実りの秋を目前にそんなことを思っています。



九月来る空調いらぬ朝の<sup>と</sup>時間

美恵野

## 連絡先：税理士法人 上川路会計

### ■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

### ■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

### 編集後記

食品や雑貨、サービスの値上げが相次ぐなか、10月1日より郵便料金が値上げされます。この値上げは、電子メール等の普及により郵便物の需要が減少していることや人件費や燃料費の高騰などが背景にあると思いますが、この値上げがますます電子化への移行に拍車をかけそうです。

お米の品薄による値段の高騰や、補助金がなくなった7月の電気代を見て、物価高騰の生活への影響をひしひしと感じています。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 島中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

